

<b>Title</b>	『沙石集』における徳目：北条政権との関わり
<b>Author</b>	小林, 直樹
<b>Citation</b>	人文研究. 57 巻, p.217-232.
<b>Issue Date</b>	2006-03
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学院文学研究科
<b>Description</b>	藪木榮夫教授：広川禎秀教授：阪口弘之教授：小西嘉幸教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

## 『沙石集』における徳目——北条政権との関わり——

小林直樹

『沙石集』における徳目説話は、従来同時代の教訓的説話群の中に埋もれてほとんど顧みられることがなかった。しかし、それらを微細に見ていくと、そこで説かれる徳目は、北条重時の家訓や『吾妻鏡』で主唱される武士道徳と関連が深く、武家に生を受けた著者無住はそうした徳目に共感しつつ説話を叙している様子が窺える。一方、『沙石集』に北条泰時の説話が目立つことは以前から注目されていたが、その泰時像も同様の徳目によって彩られており、泰時説話は先述の徳目説話と一連のものと思し得る。そして、それら『沙石集』の泰時説話や徳目説話、さらには重時家訓や『吾妻鏡』の背後にあって、そこで説かれる徳目を支えているのが泰時によって制定された『御成敗式目』の理念であると考えられるのであり、おそらく無住は鎌倉在住時、幕府周辺で鼓吹された式目理念を基盤にもつ武士道徳の影響を直接間接に蒙ったものと推察される。その際、無住と北条政権をつなぐ接点の役割を果たしたのが、寿福寺のような幕府所縁の寺であり、また該寺の僧と関係を持ち得た有力御家人安達氏であったと考えられるのである。

## 一

『沙石集』には、特定の徳目をめぐる教訓的説話が集中的に現れる箇所がある。古態を留めているとされる米沢本など十二帖本では巻七に相当する部分である。そこで説かれる「正直」「芳心」「孝」「忠」「義」「礼」といった徳目は、『十訓抄』『五常内義抄』『寝覚記』など同時代の教訓的作品の等しく主唱するところであって、一見しただけでは至極ありふれた現象のように映る。したがって、従来『沙石集』の徳目をめぐる説話群が考察の俎上にのぼることはほとんどなかった。

だが、それら教訓的説話が採録された背景を探る時、そこには『沙石集』説話の伝承経路を考えるための重要な鍵が秘められているように推察されるのである。本稿では、そうした背景の一端なりとも明らかにすることができればと思う。

## 二

十二帖本『沙石集』<sup>2</sup>巻七は冒頭「正直」の徳目についての説話からはじまる。が、論述の都合上、ここではまず第四条「芳心アル人事」を取り上げ、そこを叙する無住の意識を探ることからはじめたい。本条

は四つの説話から構成される。

最初、語られるのは財力と「芳心」とを兼ね備えた地頭の話である。この地頭は、自分とは対照的に生活不如意な近隣の地頭の所領を毎年買い取ってやっていったが、やがて貧しい地頭は死に、その息子は「迷者」となって一門の間を転々とする事となる。気の毒に思った一門の者たちは、豊かな地頭の「芳心」を頼み、「列参」して息子のために「屋敷一所」を乞うた。すると、地頭は買い取った地券一切を返却し、あまつさえ息子に「子息トコソ憑奉ラメ」と申し出、その「情有ル」振舞は人々を驚かせた。息子も地頭を「親トモ主トモ一筋ニ憑」んだという。

「芳心」とは「有情詞」(『黒川本色葉字類抄』)をいう。本話は豊かな地頭の「芳心」、「情有ル」振舞を描くことを主題としながら、同時に貧しい地頭一門の固い結束ぶりをも背景に浮かび上がらせるように語られる。

ここで注意されるのは、本話に「迷者」という語が二度繰り返されている点である。「迷者」とは土地を失って流浪する者の意で、無住自身にとってもそれは切実な境涯であった。『雑談集』巻一「自力他力事」で、無住は自らの生い立ちを振り返って次のように述べている。

貧道生<sup>チ</sup>武家<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>継<sup>ズ</sup>其跡<sup>ヲ</sup>、而ルニ先祖天亡ノ事有<sup>レ</sup>之。仍<sup>チ</sup>為<sup>テ</sup>孤露身<sup>ニ</sup>自然<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>遁世門<sup>ニ</sup>。近來ノ明匠、禪教ノ祖師ニ値遇結縁之事、併<sup>シ</sup>依<sup>テ</sup>貧家事<sup>ヲ</sup>情<sup>ヲ</sup>思<sup>フ</sup>此事<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>継<sup>ズ</sup>武家之業<sup>ヲ</sup>自成<sup>ル</sup>貧賤身<sup>ニ</sup>事<sup>ヲ</sup>酬<sup>ハ</sup>多生宿善<sup>ニ</sup>。是則老子ノ云ヘル、禍ハ之<sup>ヲ</sup>福<sup>ニ</sup>之所<sup>レ</sup>依<sup>ル</sup>。天

亡ハ則<sup>チ</sup>子道行ノ因縁也。カ、ル迷物<sup>ノ</sup>末葉トナレル、悟ルベキ因縁ナルベシ。サレバ、迷物トナレル、コレ悟ベキ端ナリ。

迷コソ悟リナリケレ迷ハズハ何ニヨリテカ悟開ラカン

無住は武士の家に生を受けながら、「先祖天亡」のためその業を継げず、「迷物」とならざるをえなかった。彼はそれを悟りの道へのきっかけとして肯定的に受け止めてはいるものの、地頭職にある武家に生まれながら「迷者」となった本話の息子の身の上が「無住自身の少年時代と重なる」ことは間違いない。本話を叙する際、無住の脳裡を自らの「迷物」の境涯がかすめた可能性は十分にある。

さて、次に語られるのは鎌倉御家人葛西清重に関する挿話である。彼は「弓箭ノ道ユリタリシ人」であり、また「心モタケク情モ有ケル人」であった。源頼朝が訳あって武蔵武士江戸重長の領地を召し上げ、それを清重に与えようとした際、清重は同じ秩父一門の江戸を庇い、以下のように頼朝に抗弁した。

御恩ヲカブリ候<sup>ニ</sup>テハ、親<sup>シ</sup>者トモヲモ顧<sup>シ</sup>ンガ為<sup>ニ</sup>也。身一ハ、トテモカクテモ候ヌベシ。江戸既ニ親<sup>ク</sup>候。僻事候ハズ、他人ニコソ給リ候ハメ。

さらに、ならば汝の所領も取り上げるぞという頼朝の脅しにも、清重は頑として屈せず、その態度に頼朝もついに折れ、江戸の所領は事なきを得たという。

一門の江戸を「他人」ではなく「親者」であると明確に言い切る清重。前話ではやや背景に退いていた一門の結束の強さが、ここでは

前面に押し出されている。秩父一門に対する清重の「情」ある態度を描くことに本話の主眼があらう。

が、注意を要するのは、前話において認められた無住自身の生い立ちに関わる意識が、本話においても看取されることである。無住は、『雑談集』の先掲箇所既「先祖天亡ノ事有之」と記していたが、同書卷三「愚老述懐」でも「然ルニ、先祖、鎌倉ノ右大将家ニ召仕テ寵臣タリト云ヘドモ、運尽テ天亡シ了ヌ。仍其跡継事ナシ」とやや詳細に触れており、その「先祖」とは「鎌倉ノ右大将家」すなわち源頼朝の「寵臣」梶原景時と推定されている。その点を考え合わせると興味深いのが、本話冒頭近くで葛西清重を紹介する際、和田合戦における彼の活躍に触れて言及される以下のくだりである。

和田左衛門、世ヲミダリシ時、葛西兵衛ト云テ、アラテニテ、鬼コ、メノ様ナリシ和田ガ一門ヲカケチラシタリシ武士也。

「鬼コ、メノ様」と形容された「和田左衛門」すなわち侍所別当和田義盛は、頼朝死後、梶原景時排斥の急先鋒を担った人物である。義盛に関する記述は『雑談集』卷七「礼義事」にも現れる。

世間ノ人、礼アレバ家ヲ治テ身ヲ全クス。礼ヲミダリ慢ヲ長ゼシ人、昔ヨリミナホロビ失ニキ。将門・純友・信頼・清盛等也。近比モ、ヲゴレル人、天亡シキ。輪田・畠山ミナ其類也。礼アル人ハ、ミナ家ヲタモチアエリ。

「慢ヲ長」じて「天亡シ」た人物としては、むしろ一般には梶原景時のごときが真っ先に想起されてしかるべきところ、ここでは畠山重忠

とともに和田義盛の名が挙げられている。この点、『真名本曾我物語』が和田・畠山両名を「武明將軍達」（卷六）と称揚する一方、「日本国侍共如鬼魁怖合候梶原平三景時」（卷四）のように景時に「鬼魁」の形容を用いているのとまさに好対照をなす。『沙石集』の先引箇所に戻れば、ここには和田に対する無住の負の評価が滲んでいるものと読み取るべきであろう。裏を返せば、本話を叙する無住の脳裡に前話以来の自らの出自に関わる意識、梶原の末裔との意識が持続していることを、このことは証しているように思われる。

次話に進もう。第三話は尾張武士山田重忠をめぐる挿話である。「弓箭ノ道人ニユルサレ、心モタケク、器量モ人ニ勝レタリケル者ナガラ、心ヤサシクテ、民ノ煩イモ思シリテ、ヨロツ幽ナル人」と評される重忠は、自領のうちに住む山寺法師が所有する八重躑躅に惹かれるが、法師の心中を考えると気の毒で言い出せない。ある時、法師が大きな咎を犯し、領地から追放されそうになった際、重忠は一計を案じ、藤兵衛尉を検断役として派遣すると、「此科料ニ、七疋四丈ノ絹ヲヤマイラスベキ、八重ノ躑躅ヲヤマイラスル」と言わせた。躑躅を惜しむ法師は高価な絹の方を申し出たが、「主ノ心ヲ知」った藤兵衛尉は、躑躅を強く要求し、法師もいやいやこれに従う。藤兵衛尉は、さらに検断役の徳分として自身のための躑躅の折枝一本を所望し、代わりに絹を進せようと再度惜しむ法師から、とうとう枝を手に入れてしまう。

山田重忠は前々話以来の主題となっている「情」ある人物であると

同時に、八重躑躅を受する風雅の仁、「心ヤサシ」き人であった。無住が長く住した尾張国の長母寺はこの山田氏の菩提寺であり、当然無住は重忠と彼をめぐる人々の「心ヤサシ」き振舞を相応な思い入れを込めて記したのであろう。だが、それだけではなく、前話に認められた無住の先祖梶原氏への思いもここには二重写しにされているように思われるのである。

『吾妻鏡』では専ら讒者として評価の低い梶原景時であるが、その一方で、住吉社頭での詠歌（建久六年四月二十七日条）や頼朝との連歌（建久元年十月十八日条）、囚人の僧の詠歌を「褒美」した挿話（文治五年十二月二十八日条）など、彼の風雅に関する記事はきちんと書き留められている。「雖<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>携<sup>レ</sup>文筆<sup>一</sup>巧<sup>レ</sup>言語<sup>一</sup>之士也」（養和元年五月十一日条）という景時に対する有名な評言もこの点と関わらせて考える必要がある。『吾妻鏡』には、さらに景時の長男景季（文治五年七月二十九日条）や次男景高（文治五年八月二十一日条）の詠歌も記録されており、梶原一族の文芸の方面での才は一定の評価を得ていたものと想像される。ちなみに『源平盛衰記』<sup>13</sup>巻三七では「梶原ハ心ノ甲モ人ニ勝レ、数寄タル道モ優也ケリ」とし、景時と頼朝の連歌の挿話を語った後、景時を「ヤサシキ男」と評している。無住自身、『沙石集』に景時の連歌や三男景茂の詠歌に関する挿話を収めている（巻五末）が、それらは、ややもすれば否定的な評価の多かった先祖についての数少ない誉れとして、彼にとって誇らしい大切な伝承であったに違いない。翻って『沙石集』の山田重忠説話にもう一度目を転じ

る時、重忠らの「心ヤサシ」き振舞に無住が我が先祖の「ヤサシキ」姿を重ね合わせて見ていた可能性は十分にあると思われるのである。「芳心アル人事」の条は、この後さらに本話からの連想で、上東門院と奈良の大衆との八重桜をめぐる「ヤサシキ」遣り取りを伝える挿話を語って閉じられるが、これまで見てきたところから、本条を叙する無住の脳裡に、武士としての自らの出自に関わる意識が常に揺曳している様子を窺うことができたのではなからうか。

## 三

ところで、「芳心アル人事」で描かれる、武士の情けや一門への思い、風雅の嗜みといった要素は、無住の同時代、鎌倉の支配者層の間で盛んに説かれるところだった。

まず、北条重時の晩年の家訓、『極楽寺殿御消息』<sup>14</sup>を取り上げよう。本書は、長く六波羅探題を務めて兄の執権泰時を助け、後には連署として執権時頼を支えた重時が、連署を辞めて出家した康元元年（一二五六）から弘長元年（一二六一）に没するまでの間に執筆したものと推定されている。この中で重時は、たとえば弓矢の道について次のように述べている。

弓矢の事はつねに儀理をあんずべし。心の<sup>つよ</sup>のかうなると、弓矢の儀理をしりたるとは、車の両輪のごとく、儀理をしないと申は、身をも家をもうしなへども、よきをすてず、つよきにをこらず、

儀理をふかく思ふ、是は弓矢とり也。其儀理は無沙汰なれども、敵をほろぼすはかうの物也。おなじくは車の両輪のかなふごとくに心得給ふべし。…… (第八七条)

理想的な武士は「弓矢とり」と一かう(甲)の物の双方の要素を兼ね備えたものでありたい。前章で見たように、無住は葛西清重について「弓箭ノ道ユリタリシ人」、「心モタケク情モ有ケル」と評していたが、頼朝の叱責に対し、「御勘当ヲカブル程ノ事ハ、運ノキワマリニテコソ候ハメ。不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>力候。サレバトテ、給ルマジキ所領ヲ争カ可<sub>レ</sub>給候」と白らの身をも顧みず、あくまで筋を通そうとする清重の姿は、武勇を誇るだけではなく「弓矢の儀理」をもわきまえた、重時語るところの理想的な武士の姿を体現していると言えよう。それに対し、「鬼コ、メノ様ナリシ和田」はさしずめ武勇一方の「かうの物」ということになろうか。

また、重時は武家の惣領たる者の心得を次のように説く。

兄弟あまたありて、親のあとを配分してもちたらんに、惣領たる人は公方をつとめ、庶子を心やすくあらずべし。またく恩と思ふべからず。我がれうを扶持すべしと親も見給ひ、家をゆづり給ふうへは、一門・親類を育むべし。さやうにあればとて、無礼にすべからず。然ば又惣領をうやまひ、一大事の用にたつ事まめやかなるべし。仏・神の御はからいあり、又は前生の宿執あるらんと思ひて、よきをばよきにつけ、あしきをば我見すて、はたれか他人は扶持すべきと、ことにあはれみふかゝるべし。(第五四条)

これに対して、庶子への教訓は次のようである。

庶子として思ふべき事、いかに我は親のもとよりゆづり得たりとも、扶持する人なくば、たからに主なきがごとし。たゞ惣領の恩と思ふべし。されば主とも、親とも、神・仏とも、此人を思ふべし。たとひ庶子の身にて君にみやづかふとも、惣領の義を思ひ、われ各別と思ふべからず。たゞ君と兄とを同じうすべし。又、惣領・庶子のかなしみのあらんを、各別とてはなすべからず。ふるきことばにも、「六親不和にして、三宝の加護なし」といへり。

(第五五条)

惣領に対しては「一門・親類を育むべし」「ことにあはれみふかゝるべし」と説き、庶子に対しては惣領を「主とも、親とも、神・仏とも、此人を思ふべし」と説く。実際には一末代ハ、父子兄弟親類アタヲ結び、楯ヲツキ、問註対決シ、境ヲ論ジ、処分ヲ諍フ事、年々随テ世ニ多ク聞ユ一(「芳心アル人事」というのが現実であるゆえ、このように説かなければならないという事情があるのだろうが、ともかく「芳心アル人事」に登場する貧しい地頭の一門や葛西清重は、重時が説くような「一門・親類」の理想的な融和を実現した人物であると言えよう。重時の教訓の最後に「ふるきことばにも」として引かれたのと近似的な文言を、無住もまた清重の挿話を語った後に、次のように記している符合も注目される。

仁王経ニハ、「六親不和天神不<sub>レ</sub>憐」ト説テ、父子兄弟等ノ不和ナル時ハ、天神地祇モ人ヲ助ケ取り給ハズ。

ちなみに重時のこの教訓に関わっては、その兄泰時にも興味深い逸話が存在する。それは『吾妻鏡』寛喜三年（一二三二）九月二十七日の条が伝える以下のような出来事である。泰時が評定の最中に、弟の朝時の屋敷に賊が入ったとの情報が入る。すると、泰時は評定を中座し、直ちに朝時の屋敷に急行した。実際には、この時、朝時は不在で、留守の侍らが賊を搦め取って事なきを得たが、戻った泰時に対し、被官の平盛綱は重職にある者の行動としては軽率であると諫言する。それに応えた泰時の言葉は以下のものであった。

所<sub>レ</sub>申可<sub>レ</sub>然。但人之在<sub>レ</sub>世、思<sub>レ</sub>親類<sub>二</sub>故也。於<sub>二</sub>眼前<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>害<sub>一</sub>兄弟事、豈非<sub>レ</sub>招<sub>二</sub>人之誘<sub>一</sub>乎。其時者定無<sub>二</sub>重職<sub>一</sub>詮<sub>二</sub>賊<sub>一</sub>。武道争<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>人体<sub>一</sub>哉。只今越州被<sub>レ</sub>圍<sub>二</sub>敵之由<sub>一</sub>聞<sub>レ</sub>之。他人者処<sub>二</sub>少事<sub>一</sub>。賊<sub>一</sub>兄之所<sub>レ</sub>志、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>于建曆承久大敵<sub>一</sub>。

「親類」を思う気持ちは執権という「重職」よりもなお重い。弟の屋敷への賊の侵入は、「他人」にとつては些細なことかも知れないが、「兄」たる自分にとつては「建曆」の和田合戦や「承久」の乱に匹敵する大事であるという。これを聞いた朝時はいよいよ泰時に信服し、今後子々孫々に至るまで泰時の子孫に対し忠を尽くし、決して害心をさしはさむことがあってはならない旨を誓状に記すと、一通は鶴岡八幡宮の別当に遣わし、もう一通は後の廃忘に備えて家藏の文書に加えた。名越光時ら朝時の子孫（名越流）のその後の得宗家に対する反逆の動きを考慮すれば、『吾妻鏡』におけるこの挿話が得宗家の側からの名越流に対する批判的解釈を含むものであることは間違いないが、

それにしても、ここでの泰時の肉親に対する思いの強さは『沙石集』の葛西清重に勝るとも劣らないものがある。『吾妻鏡』は元仁元年（一二二四）九月五日条にも、泰時が父義時の遺領配分の際、舎弟らに多くを譲り、自分は少分しか取らなかったという、兄弟思いの彼の逸話を伝えている。

一方、既に梶原景時に関わって前章でも触れるところがあったように、『吾妻鏡』には武家における和歌・連歌等、風雅の嗜みについての記事も少なくない。武家の政権も安定期を迎えるにつれ、文芸への関心が次第に高まっていったのであろう。『吾妻鏡』仁治二年（一二四一）十一月二十五日条では、北条泰時が諸将を招いて自邸で酒宴を催し「理世事」を談じた際、長子経時に「好文為<sub>レ</sub>事、可<sub>レ</sub>扶<sub>二</sub>武家政道<sub>一</sub>と諫め、好學の上金沢実時とその場で盟約の盃を取り交わさせている。文事は既に武家の「理世」のため、不可欠のものと思なされるに至っていた。北条泰時自身の和歌や連歌についての挿話も『吾妻鏡』には散見され、そのさまあたかも前代の梶原景時を髣髴させるようでもある。

泰時の和歌の才は無住も知るところであった。内閣文庫本『沙石集』卷三裏書には次のような記事が見える。

泰時ノ事、世間ニ沙汰セシム。承久ノ時、大將軍ニテ今ヲ、武勇ノ道ユ、シカリケルガ、和歌ノ道又生カ、リテ其骨ヲ得テ、選集ニヲ、ク其ノ歌入レリト云ヘリ。奥州ニ或尼公、訴訟セル事有リテ、悦ノヨシニ、杉箱ノヲカシゲナルガ、イト目モタエヌヲ一

進タリケル。「ナニ物ゾ」ト開見ルニ、金ヲ千兩入タリケレバ、  
「コハイカニ」トテ、

イニシヘノ浦嶋ガコノ箱カトテアケズハイカニクヤシカラマシ  
本歌ノ取り様、優ナルヲバ。彼レハ明ケテクヤシカリシヲ、アケ  
ズハト云ヘル、メデタシ。……

無住は泰時の本歌取りの技法を称賛するが、この引用のさらに後につ  
づく部分では「カタハライタク侍レ共」と謙遜しつつも、泰時に倣っ  
て自らの「愚詠」まで披露するに至っている。「武勇ノ道」のみならず  
「和歌ノ道」にも通じた泰時の「心ヤサシ」き面に、無住も自らの先  
祖梶原氏と共通するものを感じ、親しみを覚えていたのかも知れない。

とはいえ、繰り返しになるが、無住が共感していた文武に通じる武  
士の姿は、『吾妻鏡』においてむしろ積極的に描かれている類のもの  
であった。『吾妻鏡』は治承四年（一一八〇）から文永三年（一二六  
六）までの記事を収める鎌倉幕府の公式的な記録である。そこに載録  
された挿話はいずれも政治的な意味合いを帯びていようが、ことに執  
権政治体制の確立者である泰時の場合、情愛譚にせよ風流譚にせよ、  
それぞれの挿話は編纂者の側が前面に打ち出そうと意図した、その当  
時の理想的な為政者像、武士像を担うものであったろう。『吾妻鏡』  
の編纂時期をめぐっては、前半部については文永二年（一二六五）か  
ら同十年（一二七三）頃、後半部については正応三年（一二九〇）か  
ら嘉元二年（一三〇四）頃の成立と見る八代国治氏の説が早くから行  
われ、最近では十三世紀末ないし十四世紀初頭の成立と考える五味文

彦氏の説が提出されている。が、いずれにせよ、無住が『沙石集』執  
筆を行っていた弘安（一二七八〜一二八八）の前後、後に『吾妻鏡』  
に盛り込まれる理想的な武士像やその徳目が、幕府周辺で喧伝された  
であろうことは、北条重時の家訓の内容などから見て、十分に想像さ  
れるところである。『沙石集』「芳心アル人事」で説かれる徳目も、お  
そらくそうした背景をもつものであったのであり、鎌倉武士を出自に  
もつ無住はそれらの要素に共鳴しつつ説話叙述を進めていたものと思  
われるのである。

#### 四

ここで再び『沙石集』巻七で説かれる徳目に目を戻すことにしよう。  
これまで見てきた「芳心アル人事」の前には「正直ノ女人事」「正直  
之俗土事」「正直ニシテ宝ヲ得タル事」の三条が布置される。そこで  
説かれる徳目は、標題通り「正直」である。一方、「芳心アル人事」  
の後につづく条を見ると、第五条「亡父夢ニ子告テ借物返タル事」、  
第六条「幼少ノ子息父ノ敵ヲ打タル事」、第七条「母ノ為ニ忠孝アル  
人ノ事」、第八条「盲目ノ母ヲ養ヘル童事」、第九条「身ヲ売テ母ヲ養  
タル事」、第一〇条「祈請シテ母ノ生所ヲ知事」と、五条つづけて父  
母に対する「孝」が主題となる。次の第一条「君ニ忠有テサカヘタ  
ル事」は、圖により公卿である主人への引出物を用意しなければなら  
なくなつた貧しい家人が、妻の献身によって立派に役目を果たすとい



う話。標題にあるように主人への「忠」にも触れながら、主眼は「妻ノ志」の「マメヤカ」なること、すなわちその貞女ぶりを描くことにあるろう。さらに、第一二条「共ニ義有テ富タル事一は、奉公熱心な貧しい家人が妻の間男の現場を押さえた際、「義ヲ存シテ振舞」ったゆえ、主人から御恩を蒙るという話である。ちなみに、無住によれば「義ト云ハ、正直ニシテ道理ヲ弁ヘ是非ヲ判ジ偏頗ナク奸邪ナキ事」(流布本<sup>28</sup>・卷三第七条「孔子物語事」)を指すのであった。そして最後の第一三条「師ニ礼有事」では仏法の世界における「師弟ノ礼」が主題となる。

このように巻七で取り上げられる徳目は、「正直」「孝」「忠」「貞」「礼」といった、当時にあつてはごく一般的なものであつて、一見したところ何ら注目すべきものとは認められないかも知れない。しかしながら、これらが「芳心アル人事」の前後で語られている点を考慮するならば、そうした徳目の背後にも鎌倉政権に鼓吹された武士的な徳目としての側面を積極的に汲み取るべき余地があるのではなからうか。試みに「孝」について説く三つの条を見てみよう。第五条「亡父夢ニ子告テ借物返タル事」では、武蔵国の武士とおぼしい二人の「俗」が登場する。夢告にしたがつて父親の生前の借財を返済しようとする一方の息子の申し出を、貸主の側の息子がそれは亡父のものであつて自分には受け取る権利はないと拒否し、鎌倉の問注所における対決にまで持ち込まれる。が、結局二人はともに奉行人から「至孝ノ志」を賞されることになるという話である。本話は鎌倉幕府の裁判の場で、

「孝」という徳目が非常に重視されたことを伝えていよう。次の第六条「幼少ノ子息父ノ敵ヲ打タル事一も武蔵国の武士の家庭が舞台である。父の不在中、母のもとに通う間男を幼い兄弟が父親の敵と見なしで殺害する話で、伯父が兄弟を連れて鎌倉に出向き事情を説明したところ、奉行人は「弓箭トル者ノ子共ハ如何ニモ様有バ<sup>ヤツレ</sup>」と言つて感涙を流したという。本話もまた鎌倉幕府の裁定の場で「孝」がいかに重要視されていたかを伝えるものであろう。さらに第七条「母ノ為ニ忠孝アル人ノ事」は、北条時頼のもとに祇候する女房の息子が、母を「虚誕ノ者」にすまいと我が身を犠牲にして尽くす話である。事情を知った時頼は「至孝ノ志深キ者也」と感激し、息子に所領を与えたのみか、以後大いに目をかけたという。ここでも鎌倉幕府の中心人物が「孝」を嘉する姿が描かれているのである。

もとよりこれらは巻七の説話の一部であり、そこで語られる挿話は全体としては必ずしも武士世界に関するものばかりではない。たとえば第一条「君ニ忠有テサカヘタル事一にしても、そこに描かれるのは武家の世界ではなく、公家の主従間における「忠」であつた。だが、ここで問いたいののは、そうした各説話の個別の出自に関わる事柄ではなく、無住をしてこれらの徳目に目を向けさせた背後の動きについてなのである。<sup>29</sup>

この時、想起されるのは、北条泰時の説話が『沙石集』に目立って多く採録されているという事実である。<sup>30</sup>既に前章で泰時の和歌の才を語る挿話には触れたが、これ以外に巻三にさらに三説話が収録される。

卷三第二条「問注ニ我レト負人ノ事」では、地頭と領家の代官とが問注所において対決する。その最中、地頭は相手側の発言に「道理」を見出すと、即座に自らの負けを認めた。執権としてこの珍事を目の当たりにした泰時は感動し、「正直ノ人ニテヲハスルニコソ」と言つて涙を流したという。本話を承けて、無住は「サレバ、人シテ物ノ道理ヲシリ、正直ナルベキ物ナリ。……」と「道理ヲシ」ることと「正直」であることとを関連づけて説いている。

次の第三条「訴詔人ノ蒙レ恩事」では、地頭の二人の息子が問注所において対決する。二人の父親は自分に「孝養ノ義」がある兄を差し置いて、弟に全所領を譲ってしまった。明法家に諮問がなされ、結局所領は讓状をもつ弟のものとなる。が、泰時は兄を不憫に思い、しばらく自らの下で養つた後、父の所領よりも大きな欠所が生じると、これを兄に与えたという。かかる泰時について、無住は次のように述べている。

実ニ情ケアリテ、万人ヲハグクミ、道理ヲモ感ジ申サレケル。実ニマメヤカノ賢人ニテ、仁恵世ニ聞ベキ。道理ホド面白キ者ナシトテ、道理ヲ人ノ申セバ、涙ヲ流シテ感ジ申サレケルトコソ伝ヘタレ。民ノ歎ヲ我が歎トシテ、万人ノ父母タリシ人也。……

ここで泰時は「実ニマメヤカノ賢人」と称えられるが、巻七第一条「正直ノ女人事」でも主人公の「女人」は「正直ノ賢人」、巻七第二条「正直之俗士事」でも「俗士」は「賢人」と称されており、正直者と「賢人」とは多分に重なり合う概念であったことが知られる。

第三条ではさらにもう一話、泰時邸の粗末な板塀を修理しよう勧める人々の声に、泰時が「民ノ煩ヲ思テ」その申し出を辞退するといふ、「情ケ」に基づく儉約の姿勢を伝える話を語るのである。

これら泰時説話で触れられる「正直」「情ケ」「賢人」といった要素は、先に見た巻七における徳目と重なるものである。そして、何より注目すべきなのは、このようなまとまった泰時の善政説話を伝える文献として、『沙石集』は『吾妻鏡』や『梅尾明恵上人伝記』と並んでごく初期のものに属するといふ事実であろう。おそらく無住は早くに泰時説話と接点を持ちうるような環境に身を置き、彼に対する特別な思い入れを有していたものと判断せざるをえない。ちなみに、『沙石集』の巻頭、巻第一条「大神宮ノ御事」では、伊勢神宮の社殿の質素な構造を神の儉約と正直を尊ぶ精神と関係づけて次のように述べている。

又、御殿ノ萱ブキナル事モ、御供タゞ三杵ツキテ黒キモ、人ノ煩ラヒ、国ノ費ヘヲ思食故也。カツヲ木モスグニ、タル木モマガラヌハ、人ノ心ヲスナヲナラシメムト思食ス故ニ也。サレバ、民ハ煩ラヒ、国ノ費ヲ思ハ、人ハ神慮ニ叶フベキ也。

これによれば、正直の「賢人」にして「民ノ煩ヲ思」う泰時はまさに伊勢の神慮にも叶う人であった。

ところで、無住によって「実ニ情ケアリテ、万人ヲハグクミ、道理ヲモ感ジ申サレケル」と評された泰時の政治姿勢が端的に反映しているのが『御成敗式目』であることは言うまでもない。泰時が『御成敗



取載される泰時説話である。『梅尾明恵上人伝記』に泰時関係記事は四箇所に亘って見えるが、ここで問題にしたいのは、「秋田城介入道大連房覚知、語りて云はく」ではじまる挿話である。そこでは、泰時が明恵に「天下を治むる術」を尋ねた際、まず為政者が「無欲」になることだと教えられ、強い感銘を受けた泰時が、その後、この教訓を守り続けたこと、父義時死後の遺領配分の折、自分は少分を取り、弟たちに多くを譲ったこと、訴訟の際には無欲なる人を賞し、欲ある者には厳しく処したため、不当な訴えがなくなったこと、寛喜元年の飢饉の折には、貧窮者に利分を取らずに米を貸し与えたこと、さらに、家中においても毎時儉約に努めたことが語られる。そして泰時の執權在任中は「天下、日に随ひて治まり、諸国も年を逐ひて穏やかなり。孝の宜しきを見るは繁く、訴への曲めるを聞くは少なし」と順調であったのが、彼の死後は「漸く父母に背き、舎弟を失はんとする訴論多く成りて、人倫の孝行、日に添へて衰へ、年に随ひて廢れたり」というありさまとなったと述べられる。ちなみに「無欲」とは、「正直の心は無欲也」（『極楽寺殿御消息』第九九条）とされるように、「正直」と本質的に重なり合う概念であった。すなわち、ここには『御成敗式目』の理念を体現した、その意味で『沙石集』のそれとも甚だ近似した泰時像が描かれているのである。

この注目すべき泰時像を語っている人物、「秋田城介入道大連房覚知」とは鎌倉幕府の有力御家人の一人、安達景盛のことである。景盛は頼朝の側近として知られた安達藤九郎盛長の子、父の後を承けて幕

政の中枢に関与し、北条執權政治を支えた人物である。多賀宗隼氏はその点につき、次のように述べている。<sup>33)</sup>

景盛が執權政治に参与してその重きに任じていた事は、なお、泰時との深い関係によっても知られる。彼は夙に明恵上人高弁に帰依し、京の梅尾に在ってその教を聴いていた。承久役に際し、官兵の梅尾に遁入せるを追うて人山してこれを索めんとしたのは彼景盛であった。が、慈悲深い上人の断乎たる拒絶にあつて、泰時と共にその浅慮輕卒を謝し、爾後兩人は上人の言に深く聴従して以て施政上に資するところ少なくなかつたのであるが、殊に、泰時が政治上に於て上人に負うところの深きを感謝せる趣の述懐を後世のわれわれに伝えているのは明恵上人伝記によれば、他ならぬ景盛の口を通じてであつて、以て景盛に、泰時の重きを寄するところ如何に大なるものありしか、従つて執權政治の中枢に与ることの如何に深かりしかをみるべきである。

景盛は泰時の逸話を伝えるに誠に相応しい人物であつたと言えよう。景盛の娘（松下禪尼）は泰時の嫡子時氏の正妻となり、その子、経時・時頼は相次いで執權の地位を襲い、ここに安達氏と北条氏との関係はいよいよ緊密なものとなった。その後、建保七年（一一一九）正月二十八日、<sup>34)</sup>景盛は將軍実朝の暗殺を契機に出家、高野山に入って大連房覚智と号した。『高野春秋編年輯録』<sup>35)</sup>建保五年九月十六日条には、「秋田城介入道覚智蓮房」の動きを報じる中で、以下の注記を付している。

城介蓮房泰盛入道、自山家一時々出觀于鎌倉。是則北条氏外戚昵近

故也。住山之初、随<sub>レ</sub>逐金剛三昧院長老行勇師、剃髮染衣。仍兼<sub>二</sub>宮武、為<sub>二</sub>山事、成<sub>二</sub>内奏。或寄<sub>二</sub>知事、又定<sub>二</sub>法式。誠可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>信心之檀越<sub>一</sub>者也。

景盛が出家後も「北条氏外戚」として執政に関与していた状況を記しているが、ここで注目したのは景盛の出家の師を「金剛三昧院長老行勇」とする点である。行勇は柴西門下、退耕と号し、柴西の後を承けて寿福寺二世となった人物である。『吾妻鏡』建保七年正月二十八日条には、源実朝室が「莊嚴房律師行勇」を戒師として落飾したことを記し、併せて「秋田城介景盛」ら御家人「百余輩」が出家を遂げたことを伝えている。景盛の戒師もおそらく行勇であったのだろう。勿論この時点では、行勇は鎌倉在住、寿福寺長老であり、『高野春秋編年輯録』が伝えるような「金剛三昧院長老」の地位にはない。その行勇が後に長老職を務めることになる金剛三昧院について、弘安四年（一一八一）三月二十一日付「関東下知状案」<sup>(1)</sup>は、次のごとく、北条政子に建立を願ひ出た「本願」として他ならぬ「大連上人」景盛の名を挙げている。

金剛三昧院草創子細事……是以当院本願大連上人、申<sub>二</sub>関東二位家、早建<sub>二</sub>当伽藍、專致<sub>二</sub>関東武將之祈禱、始置<sub>二</sub>不退勤、奉<sub>二</sub>訪<sub>二</sub>三代將軍之菩提。是則二位家雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>先亡出離之資糧、兼擬<sub>二</sub>自身得脱之勝因。草創志趣大旨如此矣。

さらに、『金剛三昧院住持次第』<sup>(2)</sup>は行勇の長老就任の経緯を以下のように説明する。

「当寺自<sub>二</sub>貞応年中<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>居住僧衆、雖<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>朝暮之勤、為<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>持齋梵行之寺、以<sub>二</sub>行勇法印<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>長老之旨、依<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>執<sub>二</sub>申城入道大連房、天福二年<sub>甲午</sub>十月五日將軍家御教書下賜為<sub>二</sub>長老<sub>一</sub>。これによれば、行勇の長老職への推挙を行ったのも「城入道大連房」すなわち景盛であった。

かく景盛と太い絆で結ばれた行勇は、やがて再び鎌倉寿福寺に呼び戻される。『高野春秋編年輯録』延応元年（一一三九）三月の条は次の記事を伝える。

行勇禪師將<sub>二</sub>覺心上座、自<sub>二</sub>金剛三昧院<sub>一</sub>還<sub>二</sub>住鎌倉龜谷山寿福寺<sub>一</sub>。是依<sub>二</sub>北条氏之<sub>一</sub>懇請<sub>也</sub>。

行勇は弟子の覺心を連れて鎌倉に下向しているが、この時、行勇を寿福寺へ招請したのは、やはり景盛と昵懇の泰時であった。

一方、その寿福寺は無住にとっても所縁深い寺院である。『雑談集』卷三「愚老述懐」に「十三歳ノ時、鎌倉ノ僧房ニ住シテ、……」と記される寺は、同書卷八「有無ノ二見ノ事」の「鎌倉ニ戒堂ト名テ、寿福寺ニ、ウス墨染ノ唐衣ノ僧見ヘ侍シヲ、小童部ニテ侍シ時、見侍シカドモ、……」の記述と照らして、寿福寺のことと推定されている。<sup>(3)</sup>嘉祿二年（一一二六）生まれの無住の十三歳時は暦仁元年（一一三八）、もし「下野ノ伯母ノ許ヘ下」った「十五歳ノ時」すなわち仁治元年（一一四〇）まで寿福寺に滞在したとすれば、延応元年の行勇帰住の時期と重なる。<sup>(4)</sup>

同じく「愚老述懐」には「三十五歳、寿福寺ニ住シテ、悲願長老ノ

トシテ、釈論・円覚経講ヲ聞ク」ともあり、無住は三十五歳の文応元年（一二六〇）にも、寿福寺四世「悲願長老」朗誉の下で修行に励んだ。この時は、持病の脚気のため一年足らずの滞在となったらしい。さらに、文永元年（一二六四）ないし同八年（一二七一）にも師円爾に随行しての寿福寺滞在の可能性が指摘されている。<sup>42</sup>

これまで見てきたような、行勇と景盛、景盛と泰時、さらには行勇と泰時という三者の相互の結び付きを考える時、寿福寺内に泰時説話が伝承され、それが滞在中の無住の耳に入った可能性は十分であろう。現に『沙石集』巻七の最後に位置する第一三条「師二礼有事」の冒頭では、寿福寺における行勇と將軍実朝との「師弟ノ礼」をめぐる逸話が記されるが、該話については「此事ハ、彼寺ノ老僧語り侍リキ」と話の出所が明かされており、寿福寺内での伝承を無住が直接耳にし、採録したものとおぼしい。このように寿福寺における伝承が巻七に記されているのは示唆的である。泰時の制定した『御成敗式目』の理念に支えられる諸徳目、武士道徳興隆の券開氣に触れ得る機会も、幕府所縁のこの寺ではことさら多かったと推察されるからである。

さて、安達景盛は宝治二年（一二四八）に生涯を閉じ、その子義景も建長五年（一二五三）に没すると、後は孫の泰盛に託された。無住が寿福寺に滞在した可能性が指摘される文永年間には、泰盛は得宗時宗郎における重要秘密会議「深秘御沙汰」に時宗、北条政村、金沢実時とともに参加しており、既に幕政の最重要人物の一人となっていたことが窺える。以後、弘安八年（一二八五）の霜月騒動で殺されるま

での二十年ほど、泰盛は幕政を中心的に担うことになるが、この期間は『沙石集』の執筆時期を大きく包み込んでいる。

安達泰盛の政治姿勢は北条泰時の『御成敗式目』の精神を継承するものであった。弘安七年（一二八四）の『新式目』<sup>43</sup>の制定は泰盛によって主導されたと考えられているが、それは「將軍と得宗が幕府の主君たるにふさわしい徳を涵養することを、政治の根本においた」<sup>44</sup>ものとされる。その条文は、たとえば次のようである。

- 一 可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>御学問事
- 一 武道不<sup>レ</sup>廢之様、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>懸<sup>レ</sup>御意事
- 一 每物可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>眞実之儉約事
- 一 殿中人礼儀礼法、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>直事
- 一 知<sup>レ</sup>食奉行廉直、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>召任事

文武の二道を奨励し、儉約・礼法に意を用いて、廉直なれと説く。かく君徳の涵養を求めた泰盛は、自身、武芸の名手であるとともに文化的な方面での嗜みも深く、書、蹴鞠に優れたほか、学問にも精励し、後嵯峨天皇からは漢籍下賜の榮に浴した。さらに信仰心も厚く、祖父景盛同様、高野山との結び付きは密接であった。<sup>45</sup>

『新式目』で主張される内容といい、泰盛自身の傾向といい、学芸と徳目への指向は、これまで見てきた『沙石集』における北条泰時像と相似形をなし、巻七で説かれる徳目とも重なる点が多い。<sup>46</sup>また、本稿でしばしば言及した『吾妻鏡』描くところの理想的な武士像ともそれは類似を見せているのである。

安達泰盛の活躍期は、その『吾妻鏡』の編纂時期とも近接する。この点に関わって、石井進氏は『吾妻鏡』の「編纂と金沢氏一族、金沢文庫との間には切っても切れない関係があるといってもよいだろう」とする立場から、一本書では一般御家人武士のうち、とくに安達氏の行動に大きくスポットライトがあてられている感が深い、当時の幕府政界にあって、御家人派を代表する有力者安達泰盛と金沢氏とは婚姻関係において深く結ばれている間柄であったから、これもまた金沢氏を主体とする『吾妻鏡』の編纂説によって容易に解釈できる」と論じている。<sup>(8)</sup>『吾妻鏡』の武士像と泰盛の指向性とは一致するのも、『吾妻鏡』の編纂主体と泰盛との政治的・思想的立場の一致という事情が背景にあるからであろう。

本稿で考察してきた『沙石集』における徳目説話の背後にも、北条政権、とりわけ安達一族の動向が直接間接に響いている可能性が高いのではなからうか。今後は、徳目説話の文脈を離れたところでも、景盛・泰盛ら安達一族と無住ならびに『沙石集』との関わりがさらに追究されなければならないであろう。

## 【注】

- (1) この説話群を扱った唯一の論考に、山下哲郎『沙石集』道徳説話考『明治大学大学院紀要』第二五集第四号（一九八八年二月）があるが、そこでは無住によって示される「倫理概念」に「彼の現世をありのままに見据えようという態度」「現実を素直に受容する姿勢」を見出そうとしている。
- (2) 引用は米沢本を底本とする。渡辺綱也校訂『校訂広本沙石集』（日本書房、一九四三年）による。一部表記等を改め、私に濁点を付した。
- (3) 中田祝夫・峯岸明共編『色葉字類抄研究並びに総合索引 黒川本影印篇』

（風間書房、一九六四年）による。

- (4) 山田昭全・三木紀人校注『雑談集』（三弥井書店・中世の文学、一九七三年）による。引用に際し、一部表記等を改めた。
- (5) 小島孝之校注・訳『沙石集』（小学館・新編日本古典文学全集、二〇〇一年）。
- (6) 安藤直太郎「無住大円師伝考」『説話と俳諧の研究』（笠間書院、一九七九年）、三木紀人「無住の出自」『研究紀要（静岡女子短期大学）』第二三号（一九六六年三月）、小島孝之「無住と医術」『中世説話集の形成』（若草書房、一九九九年）など。
- (7) たとえば、『吾妻鏡』正治元年（一一九九）十一月十八日条では、將軍頼家が景時の三男景茂に向かつて「近日景時振権威之余、有傍若無人之形勢。……」と述べている。
- (8) 角川源義編『妙本寺本會我物語』（角川書店、一九六九年）による。
- (9) 注6三木氏前掲論文。
- (10) 注6安藤氏前掲論文。
- (11) 引用は新訂増補国史大系による。
- (12) 『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）四月二十日条では、鎌倉に連行された平重衡を「云言語、云雲能、尤以優美也」と評すが、このうち「言語」については、重衡が横笛で「五常楽」を吹いた際、自分にとってこの曲は「後生楽」だと言い、「皇慶急」を吹いた折には「往生急」だと言った、という言語行為を指している。自らの死期の近いことを悟った上での重衡の言語遊戯を「優美」と称したのである。また、建久六年（一一九五）三月四日条では、頼朝上洛の折、前方に立ちふさがる叡山衆徒に対し、小鹿嶋橋次公業が理路整然とした説明を行って事なきを得たことを評して、「誠言語巧而鸚鵡之舌驚耳」と述べる。景時の場合、言語遊戯的側面も含めて「巧言語之士」と評されたのではないか。小林一彦氏は「景時は言語巧みなことから頼朝の寵を得たとされているが、それは弁舌が立つことに加えて、和歌の修辭が巧みだったからであろう」と推測している（『頼朝と西行——『吾妻鏡』』文治二年八月十五、十六日条をめぐって——『明月記研究』第九号、二〇〇四年二月）。
- (13) 引用は内閣文庫蔵慶長古活字版（古典資料類従）により、句読点を施した。
- (14) これらの説話については、伊藤伸江『沙石集』巻五武士説話からの視点——『免玖波集』への道のり——『中世和歌連歌の研究』（笠間書院、二〇〇二年）に考察が備わる。

- (15) 引用は「中世政治社会思想 上」(岩波書店・日本思想大系、一九七二年)による。引用文中の傍点は稿者、以下同様。
- (16) 寛泰彦「中世武家訓の研究」(風間書房、一九六七年)。
- (17) 外村久江「鎌倉文化の研究」(三弥井書店、一九九六年)、外村展子「鎌倉の歌人」(かまくら春秋社、一九八六年)、大谷雅子「和歌が語る吾妻鏡の世界」(新人物往来社、一九九六年)など参照。
- (18) 暦仁元年(一一三三)九月十三日、仁治二年(一一四一)三月十六日条に詠歌記事が、貞永元年(一一三二)十一月二十九日条には後藤基綱との連歌記事が見え、また、承久三年(一一二二)六月十六日条には承久の乱で院方に付いた清水寺の敬月法師なる僧兵が泰時に一種の詠歌を献じたところ「感懐之余」死罪を免じられた挿話が記される。
- (19) 土屋有里子「内閣文庫蔵『沙石集』翻刻と研究」(笠間書院、二〇〇三年)による。引用に際し、私に濁点を施した。
- (20) 上杉和彦氏も「吾妻鏡」に見られる泰時の「情」を語る記事について、「全くの虚構とは断定できないにせよ、これら『吾妻鏡』の記事自体が、『吾妻鏡』が編まれた時代に意識的に選択された泰時関連記事と評価できるのではないかと述べている(『中世の紛争解決と仏教説話——『沙石集』を中心に——』「仏教文学」第二十六号、二〇〇二年三月)。
- (21) 八代国治「吾妻鏡の研究」(明世堂書店、一九一三年)。
- (22) 五味文彦「増補 吾妻鏡の方法」(吉川弘文館、二〇〇〇年)、同「吾妻鏡」の成立と編纂「鎌倉期社会と史料論」(東京堂出版、二〇〇二年)。
- (23) 引用は、深井一郎編「慶長十年古活字本沙石集総索引——影印篇——」(勉誠社、一九八〇年)による。句読点、濁点を私に付した。
- (24) 注1前掲論文において、山下氏も「沙石集」の「忠孝」の概念には、武士の「家」に直結した生活行動への志向がある」と指摘するが、それを「現世を鋭く見据えた無住が、認識せずにはおれなかった、汎時代的な概念の一つである」という方向へと収斂させていく。
- (25) この点に逸早く注目した論考に、藤本徳明「『沙石集』の思想的な位置——泰時説話をめぐって——」(『中世仏教説話論』(笠間書院、一九七七年)がある。
- (26) 『十訓抄』巻六では「廉直ト云ハ、イヒツル事ヲ、サナキ由ニアラガヒセズ、シラザル事ヲ知レリガホニモテナサズ、契シ事ヲ不<sub>レ</sub>改、物ヲウラヤマズ、喜ヲモ歎ヲモ深クセズ、惣テナヲシキヲ宗トシテ、マガレル心ナキ也。……事ニヨリ人ニ随テ、ウラオモテナク、親ヲモヒカズ、疎ヲモ隔ズシテ、ヒトシキ思ヲナス、此ヲ賢人ト云、又廉直ト名ク」(古典文庫、濁点を付し、一部表記を改めた)と「賢人」と「廉直」が重なることを説く。
- (27) 『梅尾明恵上人伝記』は何次かの増補の末に成立したと考えられるが、奥田勤氏は「鎌倉末から南北朝頃に一つの形が出来上つたのではないかと推定している(『明恵上人資料第一』高山寺資料叢書第一冊「解題」、東京大学出版会、一九七一年)。なお、『沙石集』以前の文献に収められた泰時説話としては、『古今著聞集』巻一第二四話に北条義時が武内宿禰の後身であることを語る説話に付随して「其子泰時までも、只人にはあらざりけり」とし、「世中にあさは跡なく成にけり心のまよにもぎのみして」(『日本古典文学大系』の泰時詠を記すものを数える程度である)。
- (28) 引用は注15前掲書による。
- (29) 上横手雅敬「北条泰時」(吉川弘文館、一九五八年)、同「中世的倫理と法」(『日本中世国家史論考』(塙書房、一九九四年)参照)。
- (30) たとえば、典型的鎌倉武士畠山重忠が「天性稟<sub>レ</sub>廉直<sub>ニ</sub>允弁<sub>ニ</sub>道理」(文治三年十一月十五日条)「殊存<sub>レ</sub>礼法」(文治五年九月七日条)とされ、源義経の妾静(文治二年四月八日条)や新田四郎忠常の妻(文治三年七月十八日条)が「貞女」と称えられるなど。ちなみに、『吾妻鏡』で「礼法」についても称賛される畠山重忠が、第二章に引用した「雑談集」一「礼法」では「礼ヲミダリ慢ラ長ゼシ人」と非難される背景には、重忠と梶原景時をめぐる対立関係があったこと、注6三木氏前掲論文に指摘がある。
- (31) 引用は、池内義資編『中世法制史料集』別巻(岩波書店、一九七八年)による。なお本書の作者について、義江彰夫氏は「在京生活の長かった関東御家人——おそらくは『六波羅奉行入齋藤唯浄』と推定している」(『関東御式目』作者考「中世の法と政治」吉川弘文館、一九九二年)。
- (32) 引用は、久保田淳・山口明穂校注「明恵上人集」(『岩波文庫』一九八一年)による。
- (33) 多賀宗準「秋田城介安達泰盛」『論集中世文化史 上』(法蔵館、一九八五年)。
- (34) 『吾妻鏡』同日条による。ただし、同書宝治二年五月十八日条の景盛卒伝では二十七日のこととする。
- (35) 日野西眞定編集・校訂『新校高野春秋編年輯録』(名著出版、一九八二年)。
- (36) 行勇については、葉貫磨哉「中世禅林成立史の研究」(吉川弘文館、一九九三年)、中尾良信「日本禅宗の伝説と歴史」(吉川弘文館、二〇〇五年)など参照。
- (37) 景盛の師に関して、『梅尾明恵上人伝記』では承久の乱(一一二二年)



の際、初めて明恵と出会った景盛が「其の後出家して上人の御弟子に成りて、大連房覚知とぞ云ひける」と伝えているが、その時期は『吾妻鏡』の記す景盛出家の年より後のこととなる。一方、『野沢大血脈』（続真言宗全書）では景盛が「出家最初値行遍僧正」って受法を望んだが叶わず、実賢に願って許されたとするが、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』（研究紀要『醍醐寺文化財研究所』第一号、一九七八年一月）によれば、その時期は嘉祿二年（一二二六）のことであり、実賢も出家の折の戒師には該当しない。

(38) 『高野山文書』第五卷「金剛三昧院文書」所収。ただし文書名は、原田正俊「高野山金剛三昧院と鎌倉幕府」『仏法の文化史』（吉川弘文館、二〇〇三年）による。ちなみに、『金剛三昧院紀年誌』（金剛三昧院文書）には「帝王編年記曰、建暦元年鎌倉一品禪尼為故右大将、高野山内建于金剛三昧院、有古記云、貞応二年建立」と記される。

(39) 注38前掲書所収。

(40) 注4前掲書、三木氏「解説」。

(41) 土屋有里子氏は「ここで両者の交流があったかどうかは推測の域を出ないが、無住が行勇や覚心を同寺の要人として認識することはあり得たであろう」と推定している（『無住著作における法燈国師話——鎌倉寿福寺と高野山金剛三昧院——』『国語と国文学』第七九卷第三号、二〇〇二年三月）。

(42) 円爾弁円東下の際、無住随行の可能性が考えられる記事は「聖一国師年譜」建長六年（一二五五）条に見えるが、当該記事は内容から無住の長母寺止住の弘長二年（一二六二）以降のことではなければならず、したがってその時期については「年譜」に見える弁円のその後の東下は永文元年と同八年の二度だから、そのいずれかであろう」と推測されている（三木紀人「無住と東福寺」『仏教文学研究』第六号、一九六八年六月）。注41土屋氏前掲論文は、『聖一国師年譜』建長六年条に円爾が寿福寺に逗留した記述があることに着目し、該寺は「無住にとって幼年時から晩年まで、身近な寺であったことが窺われる」とする。

(43) 該話については、注41土屋氏前掲論文に考察が備わる。ちなみに土屋氏は同論文において、行勇の弟子覚心の説話に着目、無住がそれらを「金剛三昧院と寿福寺をつなぐ情報圏の中から摂取した」と指摘し、さらに「無住が北条得宗家に特別な興味を抱き、またその情報を知り得た一行程としても、寿福寺と金剛三昧院の連携は今後も検討を要する」と示唆に富む見通しを述べている。

(44) 引用は、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一卷（岩波書店、

一九五五年）による。

(45) 村井章介「北条時宗と蒙古襲来」（日本放送出版協会、二〇〇一年）。

(46) 泰盛の事績については、注33多智氏前掲論文、石井進「鎌倉びとの声を聞く」（日本放送出版協会、二〇〇〇年）など参照。

(47) 最近、浅見和彦氏は節儉の思想が中世鎌倉の特徴的な思想であることを論じる中で、北条泰時や安達泰盛を取り上げ、節儉に共鳴する点で無住が両者と近い位置にあることを指摘している（『兼好と東国の思想——東国文学史稿（五）——』『国語と国文学』第八一卷第二号、二〇〇四年二月）。

(48) 石井進「金沢文庫と『吾妻鏡』をめぐって」（『鎌倉武士の実像』（平凡社、一九八七年））。

【05年10月4日受付、11月4日受理】